

## 箱根町罹災証明書等交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、本町の区域内で発生した災害によって生じた被害に係る証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し、必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 現実に居住のため使用している建築物をいう。
- (3) 非住家 住家以外の建築物をいう。

### (証明書の種類等)

第 3 条 証明書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書（災害により生じた住家の被害について、罹災した物件、原因となった災害に関する事項及び被害の程度を証明する書面をいう。以下同じ。）
  - (2) 被災証明書（災害により生じた非住家、住家又は非住家に付帯する工作物、自動車その他の動産その他町長が被災者救援のため必要と認めるもの（以下「非住家等」という。）の被害について、罹災した物件、原因となった災害に関する事項及び被害の内容を証明する書面をいう。以下同じ。）
- 2 証明書は、被害の危険度及び被害額については証明しないものとする。
- 3 罹災証明書は第 1 号様式とし、被災証明書は第 2 号様式とする。ただし、証明書の提出先の者が別に指定する様式がある場合には、当該様式を用いることができる。

### (証明書の交付申請)

第 4 条 証明書の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 災害により、自らが所有する住家又は非住家等に被害を受けた者
  - (2) 災害により、自らが居住する住家に被害を受けた者
- 2 証明書の交付を受けようとする者は、申請する証明書の種類に応じて、罹災証明申請書（第 3 号様式）又は被災証明申請書（第 4 号様式）に必要事項を記入し、町長に申請するものとする。
- 3 町長は、前項の申請に関し調査をするため、罹災した不動産等に係る所有権等を証する書類及び被害の程度の確認等に必要写真等の資料について、申請者に提出を求めることができる。
- 4 申請者は、第 2 項の申請に当たり、個人番号カード、運転免許証、旅券その他の本人であることを示す書類を提示しなければならない。

(申請期間)

第 5 条 証明書の交付を受けようとする者は、罹災した日から 3 か月以内に、前条第 2 項の規定に基づき、申請を行わなければならない。

2 町長は、災害により本町に甚大な被害が生じ、申請期間の延長が必要であると認めた場合又は申請者が前項に規定する期間内に申請を行うことが著しく困難であったと認めた場合は、当該災害に係る証明書の申請期間について、前項の規定にかかわらず、これを延長することができる。

(証明書の交付)

第 6 条 町長は、第 4 条第 2 項の規定による申請があったときは、申請内容に応じ被害状況等の調査を行い、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当する場合には、申請内容に応じて、罹災証明書又は被災証明書を申請者に交付するものとする。

(1) 罹災証明書 災害により生じた住家の被害について、職員による現場調査又は罹災した者による立証等の方法により、必要な確認をすることができる場合

(2) 被災証明書 災害により生じた非住家等の被害について、罹災時点での気象状況や被害状況の写真等の記録又は職員による現場調査等の方法により、災害によって被害を受けたことが確認できる場合

(再調査)

第 7 条 前条の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された罹災の程度について、相当の理由を持って修正を求めるときは、町長に対し、再調査を申請することができる。

2 前項の規定により再調査の申請を行う者は、罹災証明書に係る被害認定調査申請書(第 5 号様式)に必要事項を記入し、従前に交付を受けた罹災証明書を添えて、町長に申請するものとする。

3 町長は、再調査を行うため、被害の程度の確認等に必要な写真等の資料について、申請者に提出を求めることができる。

4 町長は、第 1 項の規定による申請があり、再調査申請理由が適当であると認めたときは、被害状況等の再調査を行い、適当と認められる場合には、罹災証明書を申請者に交付するものとする。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。